

令和6年4月21日

保護者の皆様へ

幼保連携型認定こども園 大黒保育園

令和6年度における施設型給付費等の法定代理受領に係る額の通知について

このお知らせは、「鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条の規定により、お子様が大黒保育園を利用した際に、鹿屋市から法定代理受領により給付された施設型給付費の額をおしらせするものです。この通知により、追加の給付や保育料を収めていただいく必要はありません。令和5年度に法定代理受領した施設型給付費等の額は、「大黒保育園に係る各支給認定の公定価格の額から、保育料を減じた額」となります。

令和5年度1年間における施設型給付費の額 公定価格

公定価格(A) 国が定めた教育・保育に要する費用の額	保育料(B) 保護者から御負担いただくべき保育料の額	施設型給付費(C) (C)=(A)-(B) 市町村から支払われた額
191,697千円	13,926千円	177,771千円

(C)の施設型給付費は、市町村から保護者には支払われず、法定代理受領して施設に支払われています。大黒保育園に在籍する児童は、年間平均で120人でしたので、児童一人当たりの1年間の施設型給付費の平均額は177,771千円となります。児童一人ひとりに対する、具体的な額をお知りになりたい方は、愛育園の(事務担当者)に直接お問い合わせください。

(参考)・法定代理受領とは「子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して、直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

・公定価格とは 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を「公定価格」と呼んでいます。公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算出されており、「認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定されています。

大黒 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月															
認定区分	年齢区分		必要量区分	4月単価(円)	5月単価(円)	6月単価(円)	7月単価(円)	8月単価(円)	9月単価(円)	10月単価(円)	11月単価(円)	12月単価(円)	1月単価(円)	2月単価(円)	3月単価(円)
1号	4歳以上児	標準	225,140	225,140	225,140	225,140	218,670	218,670	218,670	218,670	218,670	218,670	218,670	230,090	236,760
		標準	242,300	242,300	242,300	242,300	235,830	235,830	235,830	235,830	235,830	235,830	235,830	248,920	255,590
	満3歳児 うち副食費微収免除対象者 (加算部分のみ)	標準	294,020	294,020	294,020	294,020	287,550	287,550	287,550	287,550	287,550	287,550	287,550	305,810	312,480
		一	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,560	4,800	4,800	4,800	4,800	4,560	4,320	4,800
2号・3号	4歳以上児	標準	88,740	88,590	88,180	88,450	88,320	88,060	87,900	87,650	87,400	87,280	94,590	106,020	
		短時間	80,550	80,400	79,990	80,260	80,130	79,870	79,710	79,460	79,210	79,090	85,820	97,250	
	3歳児	標準	105,480	105,330	104,920	105,190	105,060	104,800	104,640	104,390	104,140	104,020	112,670	124,100	
		短時間	97,290	97,140	96,730	97,000	96,870	96,610	96,450	96,200	95,950	95,830	103,900	115,330	
	うち副食費微収免除対象者 (加算部分のみ)	一	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
		1・2歳児	標準	150,610	150,460	150,050	150,320	150,190	149,930	149,770	149,520	149,270	149,150	161,430	172,860
			短時間	142,420	142,270	141,860	142,130	142,000	141,740	141,580	141,330	141,080	140,960	152,470	163,900
	乳児	標準	234,370	234,220	233,810	234,080	233,950	233,690	233,530	233,280	233,030	232,910	253,250	264,680	
		短時間	226,180	226,030	225,620	225,890	225,760	225,500	225,340	225,090	224,840	224,720	244,290	255,720	
小計(a)			1,887,100	1,885,900	1,882,620	1,884,780	1,864,330	1,862,250	1,860,970	1,858,970	1,856,970	1,856,010	1,993,240	2,104,690	

愛育園 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月															
認定区分	年齢区分		必要量区分	4月単価(円)	5月単価(円)	6月単価(円)	7月単価(円)	8月単価(円)	9月単価(円)	10月単価(円)	11月単価(円)	12月単価(円)	1月単価(円)	2月単価(円)	3月単価(円)
1号	4歳以上児	標準	225,140	225,140	225,140	225,140	218,670	218,670	218,670	218,670	218,670	218,670	218,670	230,090	236,760
		標準	242,300	242,300	242,300	242,300	235,830	235,830	235,830	235,830	235,830	235,830	235,830	248,920	255,590
	満3歳児 うち副食費微収免除対象者 (加算部分のみ)	標準	294,020	294,020	294,020	294,020	287,550	287,550	287,550	287,550	287,550	287,550	287,550	305,810	312,480
		一	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,560	4,800	4,800	4,800	4,800	4,560	4,320	4,800
2号・3号	4歳以上児	標準	121,090	120,940	120,530	120,800	120,670	120,410	120,250	120,000	119,750	119,630	128,950	140,380	
		短時間	103,950	103,800	103,390	103,660	103,530	103,270	103,110	102,860	102,610	102,490	110,420	121,850	
	3歳児	標準	136,990	136,840	136,430	136,700	136,570	136,310	136,150	135,900	135,650	135,530	146,120	157,550	
		短時間	119,850	119,700	119,290	119,560	119,430	119,170	119,010	118,760	118,510	118,390	127,590	139,020	
	うち副食費微収免除対象者 (加算部分のみ)	一	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
		1・2歳児	標準	175,420	175,270	174,860	175,130	175,000	174,740	174,580	174,330	174,080	173,960	187,600	199,030
			短時間	158,280	158,130	157,720	157,990	157,860	157,600	157,440	157,190	156,940	156,820	168,890	180,320
	乳児	標準	250,810	250,660	250,250	250,520	250,390	250,130	249,970	249,720	249,470	249,350	270,230	281,660	
		短時間	233,660	233,510	233,100	233,370	233,240	232,980	232,820	232,570	232,320	232,200	251,530	262,960	
小計(a)			2,061,510	2,060,310	2,057,030	2,059,190	2,038,740	2,036,660	2,035,380	2,033,380	2,031,380	2,030,420	2,176,150	2,287,600	